

II 都市農業の振興と都市農地保全に関する要望

都市の農業・農地は、安全・安心な食料の供給や緑の創出といった生産面はもとより、災害時に一時避難場所を提供するといった防災の機能をはじめ、環境保全や食農教育、文化の継承など、地域を守り豊かにする多面的な役割を果たしており、地域にとって無くてはならない存在である。

一方、担い手である農業者は消費者に囲まれた環境を活かしながら多彩な農業を展開しているが、都市地域に特有の営農環境の悪化や農地継承の難しさといった課題を抱えており、生産緑地制度と相続税納税猶予制度のもとでも農地の減少には歯止めをかけることができない状況である。

都市農業・農地が持つ機能を維持・発展させるためには、都市地域の農家が将来への希望を持ち、安心して農業経営に取り組めるような制度の構築と農業施策の展開が必要である。

よって、政府・国会におかれては、下記の事項の実現にむけて積極的に取り組むようここに強く要望する。

記

1. 都市農業を保全する政策の法制化と振興施策の確立

(1) 「都市農業基本法（仮称）」の制定

災害に強く、かつ住みよい街づくりをする上で、地域に存在する農業と農地は非常に大きな役割を果たしている。

これまで貴重な農地を守り続けてきた農業者の努力に報いるとともに、これからの安全で快適な都市形成に不可欠な農地等を将来にわたり保全するため、「都市農業基本法（仮称）」を早急に制定すること。

(2) 都市計画制度ならびに税制の早急な見直し

都市において代替のきかない役割を果たす都市農地の減少に歯止めをかけ、健全な「農業のある住みよいまちづくり」を実現するため、農地の保全を盛り込んだ都市計画制度の見直しを早急に行うとともに、あわせて必要な税制の整備を行うこと。

(3) 都市農業振興施策の構築

担い手育成や農業生産体制の整備など、実態に即した都市地域の農業振興施策を構築すること。また、現在、農用地区域などに限定している国の農業施策を都市およびその周辺まで拡大するとともに面積等の事業要件を緩和すること。

2. 生産緑地法・相続税等納税猶予制度の基本堅持と必要な見直し

(1) 生産緑地法・相続税等納税猶予制度の基本堅持

これらの制度がこれまで農地保全と農業経営継続に果たしてきた役割を重視し、今後とも両制度の基本を堅持すること。

(2) 営農困難時貸付けの改善

営農困難時貸付けの要件緩和がはかられたが、その適用にあたっては農家における農作業の実態に照らし、「1年以上の期間を要する入院」や「著しい高齢となり運動能力が著しく低下した場合」等の故障まで含めること。

(3) 制度適用農地の収用交換及び買い換え特例に対する要件緩和

農地を効率的に利用するためにはその立地や適応作物などが大きく影響することから、代替農地の先行取得を認める等、制度適用者がもつその他の農地への納税猶予制度の継続がはかれるよう改正を行うとともに、譲渡所得税についても特例措置を講ずること。

(4) 収用の際の相続税等納税猶予制度の利子税免除

収用等の際に制度適用開始時にさかのぼって利子税の負担を強いることは、公共事業に協力しようとする農地所有者の大きな負担となることから、収用の際には利子税を免除すること。

(5) 相続税等納税猶予制度の一部免除規定の創設

一定の要件で地方公共団体等に寄付した適用農地については一部免除とする仕組みを創設するとともに、この寄付した面積は納税猶予に係る期限の確定の計算から除外すること。

(6) 一定割合を超えた納税猶予額の免除

相続税納税猶予制度において終生営農が主流となり、期限が確定した場合の納税額が増大していることから制度適用を躊躇する農業者が増加している。このことが都市農地の存続に大きな課題となっていることから、期限の確定の際には適用時の評価の80%、さらに収用時には50%を納付税額の上限にするよう制度を改善すること。

(7) 相続税納税猶予適用申請にかかる期限の緩和

相続税納税猶予制度の適用無しには都市農地の継承は不可能だが、様々な理由で相続税の申告期限内に遺産分割協議が整わない場合や、申告内容に不備があった場合には制度の適用を受けられない事態が生じる。そのため、修正申告や訴訟の決着がなされた際にも制度の適用を認める宥恕規定を設けること。

(8) 生産緑地指定の推進

都市計画制度に関する検討においても「都市農地は必然性のある安定的な非建築的土地利用として活かしていく」と集約されているなか、生産緑地の指定について500平米以上という規模の要件を設けることはこの趣旨に反しており、こうした基準を廃止すること。

3. 都市農地等保全のための新たな制度の構築

都市およびその周辺にある農地等を次世代に継承する観点から、現行の生産緑地法・相続税等納税猶予制度の基本は堅持したうえで、地区指定ではなく農地等所有者の意向に基づく新たな都市農地等の保全制度を構築すること。また、農業経営に必要な林地や生産・集荷・貯蔵・流通等施設用地の保全を可能にす

る制度を構築するとともに、課税の適正化を行うこと。

4. 都市農地等の保全と利用促進のための制度の充実

(1) 農地の譲渡にかかる特例措置の要件緩和と控除額の増額

農業委員会のあっせんなどにより農地を売り渡した際の譲渡所得に対する特別控除について、市街化区域も含め対象地域を拡大するとともに控除額を5千万円に増額すること。

(2) 農業生産法人が取得する農地に関する評価の適正化

農業生産法人に現物出資を行う農地や農業用施設用地の評価を農業投資価格とすること。

(3) 生前に農地の一部分を贈与する制度の創設

農地と農業経営を次世代に継承しようとする農家の選択肢を増やすため、現行では農地の生前一括贈与をした場合のみ利用できる贈与税納税猶予制度について、農地の一部分を贈与した際にも利用できるよう改正すること。

5. 相続財産評価の適正化

(1) 相続財産の適正評価と物納を認める制度改善

農地や山林等、相続財産の評価にあたっては傾斜や不整形、権利の設定等について適正な評価の減額を行うこと。また、相続人の意向に基づいた物納が行えるよう制度の改善を行うこと。

(2) 小規模宅地等の課税価格に関する特例の面積拡大

農機具置き場や倉庫は農業経営に不可欠な施設であることから、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について事業用宅地の限度面積を拡大すること。

(3) 山林・平地林の相続税軽減

都市住民に潤いを与え、水の循環や生態系の保全に大きな役割を果たしている山林・平地林について、相続税軽減措置を講ずること。

(4) 相続財産評価に関する特定市民農園控除の要件緩和

市民農園については自治体やJAだけでなく農家も開設できるようになっていることを踏まえ、相続財産評価に関する特定市民農園控除の要件を緩和し、これら農家開設型の市民農園も対象とすること。

6. 都市農地の保全に欠かせない農業委員会の組織強化

生産緑地法や相続税等納税猶予制度の適正な運用も含め、かけがえのない都市農地の保全と利用促進に欠くことのできない農業委員会系統組織の役割を重視し、組織の強化をはかること。

平成25年2月28日

第54回 東京都農業委員・農業者大会